

重要事項說明書

本説明書は、武藏浦和クマさん保育所（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を示すものです。

1 設置者

設置者の名称	社会福祉法人優愛会
代表者氏名	理事長 沢目 教輔
所在地	川口市並木2-9-9
電話番号	048-240-3175

2 目的及び運営方針

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要

嘱託歯科医	清水義一
病院名	しみず歯科医院
電話番号	048-837-8461

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	1名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督、事務全般
副園長（兼主任）	1名	園長補佐、園長不在時に保育園の運営管理全般、職員の指揮監督、地域の保護者等への子育て支援、保育士等の統括
総括主任（兼副主任）	1名	地域の保護者等への子育て支援、副園長（兼主任）の補佐、保育士等の総括
保育士	13名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡、補助
保育補助（無資格）	2名	市事業により保育士業務の補助
調理員	委託	給食調理業務
事務員	1名	事務全般

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	7時30分から19時30分まで 土曜日のみ7時30分から18時30分	
保育標準時間	7時30分から18時30分まで	
延長保育時間	朝	なし
	夕	18時30分から19時30分まで
保育短時間	8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	7時30分から8時30分まで
	夕	16時30分から19時30分まで

6 保育士配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3:1	6:1	6:1	15:1	25:1	25:1

なお、職員数に余裕がある場合は1歳児4:1とする。

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月29日から同月31日及び、1月1日から同月3日まで

8 施設の概要

敷地面積	569.92m ²
建物構造	鉄骨造3階建て

建築年次	平成30年2月28日竣工
延床面積	752.39m ²
保育室数及び面積	6室 224.43m ² (有効面積)
屋外遊戯場	敷地内 95.98m ²
設備概要	遊戯室、給食室、事務室(医務室兼用)、トイレ、浴室
加入保険	スポーツ共済、施設賠償責任保険

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとする。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 厚生労働省の定める感染症ガイドラインに基づき感染症又は食中毒が発生し、又まん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。
尚、園での投薬は利用園児の健康面を考慮し、原則行わないものとする。

10 食事

当園における食事(給食等の提供)は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとする。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 保護者に献立の配布・写真の掲示をし、家庭との連携を図る。利用乳幼児の健康な生活を基本として、家庭・保育所相互に食を営む力の育成に努めるものとする。

11 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、年2回の定期健康診断、年1回の歯科検診を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとする。

12 利用者負担額

保育料	国が定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める。
延長保育料	1か月 30分延長・・・3,000円 1時間延長・・・6,000円 1日 30分延長・・・300円 1時間延長・・・600円 保育標準時間の常時延長希望の方は、ご利用月の前月20日までにお申し出ください。
給食費 (3歳児以上)	月7,000円(主食費2,000円・副食費5,000円ずつ徴収します)
布団代	月額550円
個人物	全園児:スマック(長袖)1,940円、(袖なし)1,850円、 カラー帽子(クラス帽)960円、 3~5歳児:体操着(半ズボン)2,230円、(140.150は2,750円) 冬季(任意)は上着(4,600円 140・150は5,700円)、 長ズボン(3,160円 140・150は3,900円)、
スポーツ共済費	年間240円
その他(実費負担)	イベント代、遠足代、写真代、卒園アルバム代、絵具セット、ピアニカ、 縄跳び等

13 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど、別に定める「安全マニュアル」「食物アレルギーマニュアル」に沿い必要な措置を講じる。

14 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める、「安全保育マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図る。

＜緊急避難場所＞

第1避難場所： 浦和大里小学校

第2避難場所： 別所沼公園

15 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 当園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために定期的に園内研修の実施や外部研修へ職員を派遣、受講させます。

16 個人情報保護

当法人にて個人情報保護方針を制定。職員間で個人情報についての研修を行い、遵守することを徹底する。当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。なお、園を紹介するパンフレット・冊子・SNS（ホームページ・ブログ・インスタグラム・YouTube等）等の媒体にて保育中の写真・動画を公開することがある。

17 バスの乗車について

当法人は園での活動の他園外にて課外活動を行うことがあるため（サッカー大会・その他）バスに乗車することがある。

18 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	武蔵浦和クマさん保育所 事務室内
	窓口開設時間	9時00分から18時00分まで
	相談・苦情解決責任者	高橋 真梨子
	相談・苦情解決受付者	北村 真名美
	受付方法	窓口へ直接お申し出いいただくか、お電話にて受付。 048-836-0011
外部	第三者委員	山下 久司(048-829-7793) (役職 社会福祉法人自然会理事長)
		高水 喜一(048-658-9317) (役職 株式会社みらいステップ代表取締役)
さいたま市	担当課	さいたま市保育施設支援課
	所在地	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市役所2階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-829-1111 (代表番号)

武藏浦和クマさん保育所の利用開始に当たり、本同意書の交付及び説明を受け記載内容に同意したので署名します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印